

全国説明会  
一本評価に向けて

「評価基準（本評価版）」の概要

基準・要綱検討委員会  
委員長 中村明弘（昭和大・薬）



一般社団法人

薬学教育評価機構



# 「評価基準」の策定に関する経緯

平成25年～

●機構による第三者評価の開始

平成24年4月～

●本評価の開始: 自己点検・評価

平成22年～24年3月

●評価基準の改定、マニュアルの整備等

平成21年

●「自己評価21」の実施

平成20年12月10日

●薬学教育評価機構の設立

平成19年12月

●第三者評価基準「平成19年度版」の承認

平成19年3～9月

(全国薬科大学長・薬学部長会議)

●基準(案)の全国説明会開催、アンケートの実施と改定

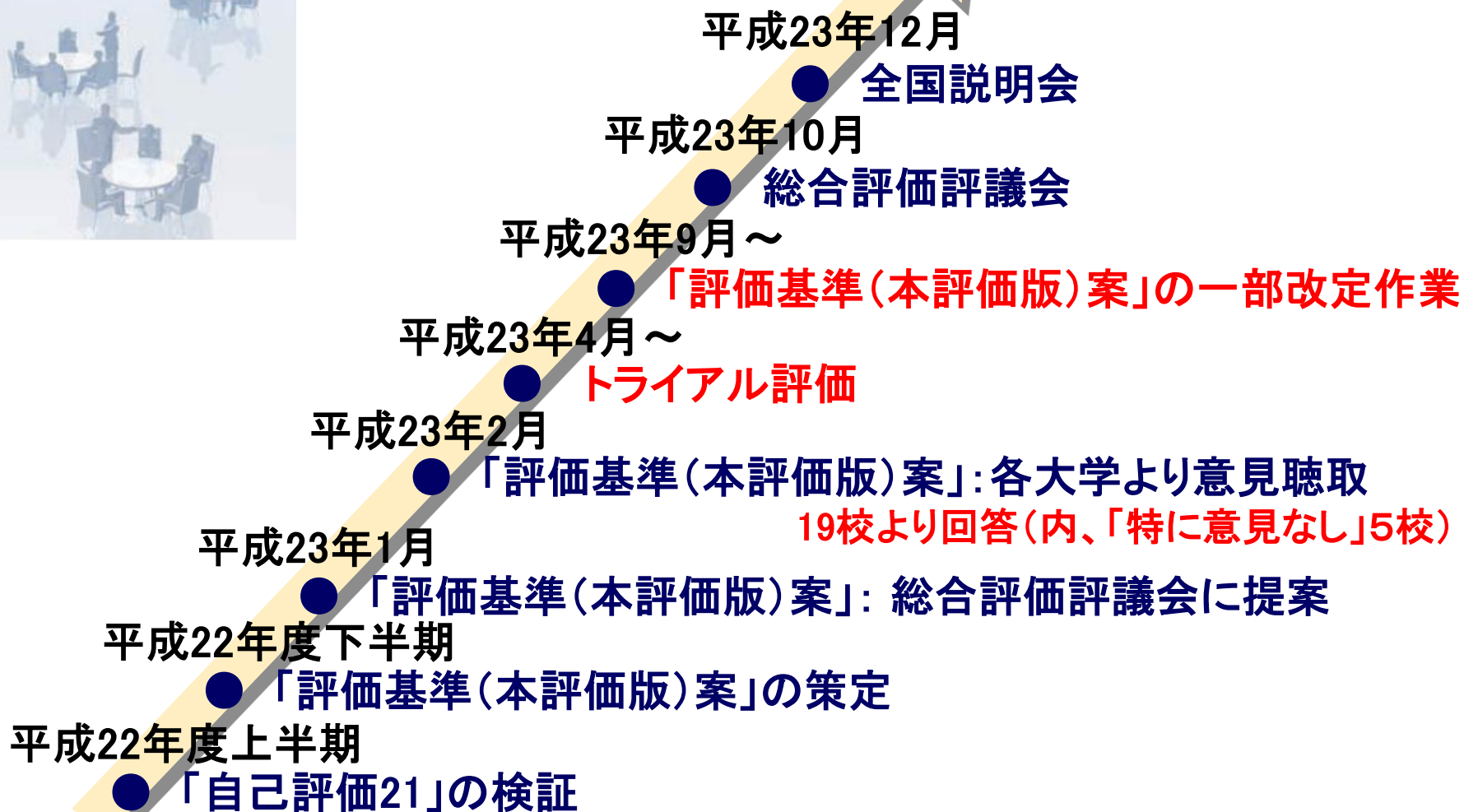
平成16年12月

●分野別評価としての第三者評価の実施に向けての検討を開始



JABPE

# 「自己評価21」以降の改定作業



# 薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準（本評価版）



一般社団法人

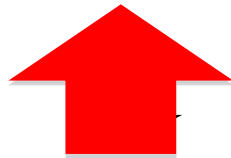
薬学教育評価機構



# 評価基準の階層構造

評価項目

- 薬学教育カリキュラム
- 2 カリキュラム編成
- 3 医療人教育の基本的内容
  - (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育
- .....



評価の基準 (スタンダード)



観点の積み上げ

観点 (ガイドライン)



観点には、**基準の細則、例示**

# 今回の改定で観点が3個減少

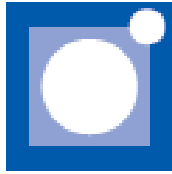
## 評価基準(本評価版)旧

『基準』数および『観点』数				
大項目	中項目	『基準』数		『観点』数
理念と目標	1 理念と目標	1	1	5
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	8
	3 医療人教育の基本的内容	8		24
	4 薬学専門教育の内容	5		12
	5 実務実習	8		27
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
学生	7 学生の受入	3	16	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	5		16
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	25
施設・設備	11 施設・設備	3	3	10
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
(合計数)		57		179

## 評価基準(本評価版)新

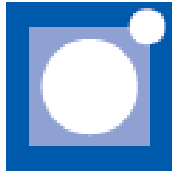
『基準』数および『観点』数				
大項目	中項目	『基準』数		『観点』数
	<b>教育研究上の目的</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>5</b>
薬学教育カリキュラム	2 カリキュラム編成	2	25	7
	3 医療人教育の基本的内容	8		25
	4 薬学専門教育の内容	4		9
	5 実務実習	9		29
	6 問題解決能力の醸成のための教育	2		9
学生	7 学生の受入	3	17	8
	8 成績評価・進級・学士課程修了認定	6		17
	9 学生の支援	8		20
教員組織・職員組織	10 教員組織・職員組織	8	8	24
	<b>学習環境</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>8</b>
外部対応	12 社会との連携	2	2	8
点検	13 自己点検・評価	2	2	7
(合計数)		57		176

平成19年度版 基準:71 観点127



# 評価の表現で用いる語尾の強さ

- **必須条項**:「・・・であること。」「・・・されていること。」等  
各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
- **努力条項**:「・・・に努めていること。」等  
各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
- **理想条項**:「・・・が望ましい。」等  
各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。



JABPE

# 「基準」、「観点」で使う評価

	「基準」で使う表現	「観点」で使う表現
<b>必須条項：</b> 「・・・であること」 「・・・されていること」	◎	◎
<b>努力条項：</b> 「・・・に努めていること」	◎	◎
<b>理想条項：</b> 「・・・が望ましい」	—	◎

↑  
基本的スタンスは変わっていません。

# 「評価基準（本評価版）」

（薬学教育評価ハンドブック p 185）

## 2月以降の主な変更点





# 主な変更点1:

## 「理念と目標」→「教育研究上の目的」

(薬学教育評価ハンドブック p 186)

### 【基準 1-1】

医療人としての薬剤師に必要な学識およびその応用能力ならびに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるための教育・研究の**理念と目標**が設定され、公表されていること。



薬学教育プログラムにおける**教育研究上の目的**が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。



# 1. 教育研究上の目的

- 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行に対する対応  
(1) 大学(短期大学, 大学院を含む。)は, 次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

## 【1】大学の教育研究上の目的に関すること。

これは, 大学設置基準第2条等に規定されているものであること。その際, 大学であれば学部, 学科又は課程等ごとに, 大学院であれば研究科又は専攻ごとに, 短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに, それぞれ定めた目的を公表することや, ……

大学設置基準:(教育研究上の目的の公表等)

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

「理念と目標」→「教育研究上の目的」に変更



# 1. 教育研究上の目的

(薬学教育評価ハンドブック p 186)

## 【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける**教育研究上の目的**が、大学または学部の**理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命**を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。



JABPE

# 主な変更点2: 日本語主体

- カリキュラムポリシー

→「教育課程の編成・実施の方針」

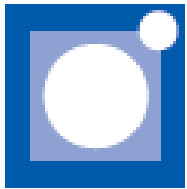
- アドミッションポリシー

→「入学者受入方針」

- ディプロマポリシー

→「学位授与の方針」など





# 主な変更点3:「全学年を通して」

- 「全学年を通して」
  - 実質的に1年次から実施することができない大学がある。
  - 全学年で実施することよりも、体系的に実施することの方が重要
  - 「全学年を通して」を「体系的」に変更
    - (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育
    - (3-2) 教養教育・語学教育
    - (3-5) 生涯学習の意欲醸成
    - (6-2) 問題解決型学習



# 主な変更点4: 学習成果の評価

- ヒューマニズム教育・医療倫理教育
  - 観点3-1-1-4 (薬学教育評価ハンドブック p 187)
- コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育
  - 観点3-2-2-4 (薬学教育評価ハンドブック p 188)
- 実務実習の総合的な学習成果
  - 観点5-3-6-4 (薬学教育評価ハンドブック p 192)
- 問題解決能力の醸成に向けた教育
  - 観点6-2-1-3 (薬学教育評価ハンドブック p 193)

※科目の成績評価基準と混同を避ける

→各科目については観点8-1-1-1で確認

(薬学教育評価ハンドブック p 194)



# 主な変更点4: 学習成果の評価

## ■ ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【観点3-1-1-4】ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。(p187)

## ■ コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育

【観点3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。(p188)



# 主な変更点4:学習成果の評価

## ■ 実務実習の総合的な学習成果

【観点5-3-6-4】実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。(p192)

## ■ 問題解決能力の醸成に向けた教育

【観点6-2-1-3】問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。(p193)

## ※科目の成績評価基準→観点8-1-1-1で確認

「各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。」(p194)



# 主な変更点4: 学習成果の評価

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

- 2月案の基準4-1-4「薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づいた教育における総合的な学習成果が適切に評価されていること」



(8-3) 学士課程修了認定: 基準8-3-3を新設

- 「教育研究上の目的に基づいた総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること」

(薬学教育評価ハンドブック p195)



JABPE

# 教育研究上の目的に基づいた教育の 総合的な学習成果

(8-3) 学士課程修了認定 (p195)

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】

総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。



# 主な変更点5: 学生の受入

(薬学教育評価ハンドブック p 194)

## 基準7-3

- 入学者数が入学定員数と乖離していないこと
  - **最近6年間**の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと
  - **最近6年間**の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと



# 主な変更点7:教職員の研修

(薬学教育評価ハンドブック p 199)

## (10-4)教職員の研修

- 教育研究活動と関連づける
- (10-2)教育研究活動に移動:基準10-2-3
  - 授業評価アンケート、授業改善を追加
    - 観点 10-2-3-3
  - スタッフ・デベロップメントは(10-3)職員組織の観点10-3-1-3に移動



# 評価の目的達成に向けて

- 1) 機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価評価基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保証します。
- 2) 評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬学教育プログラムの改善を促進します。
- 3) 評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援します。



JABPE

# 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成16年4月27日 衆議院文部科学委員会

- **第三者評価体制の整備**を進めること等により、高度化する**薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感**等が養えるような**質の高い教育の維持向上を図る**よう留意すること。



衆議院

The House of Representatives



参議院

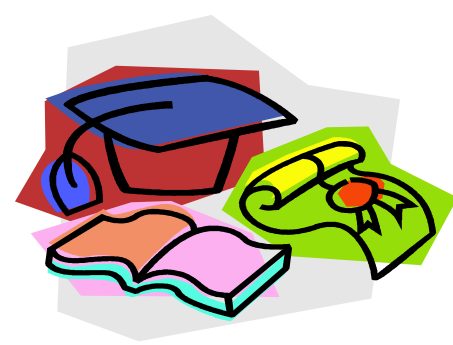
House of Councillors,  
The National Diet of Japan

参議院文教科学委員会(平成16年5月13日)



JABPE





**薬学教育第三者評価は自己点検・評価  
から始まります。**

**質の高い薬学教育の維持向上を目指した  
評価の実施に向けて、教職員の皆さまの  
ご理解とご協力をよろしくお願いします。**

